

令和8年度 第5回 常設審議委員会 次第

【メモ】

開催会場 第二水産ビル 4階 3G会議室

開催月日 令和 8年 8月25日(火)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 議席番号の決定

5 常設審議委員会について

6 諮問・意見聴取

1) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

7 報 告

1) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律について

8 協 議

1) 令和8年度 地域の実態に即した施策の実現に向けた要請について

9 そ の 他

10 閉 会

次回 令和8年度第5回常設審議委員会は、令和 8年 8月25日(火曜日)

開会時間は、13:30です。※ 開催時間を変更する可能性があります。

場所は、第二水産ビル 4階 4S会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

# 新旧对照条文 目次

28 27 1

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置</p> <p>第一節 基本指針（第四条）</p> <p>第二節 生産者による需要に応じた生産（第五条）</p> <p>第三節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置</p> <p>第一款 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第六条・第七条）</p> <p>第二款 米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置等（第八条―第十二条）</p> <p>第三款 米穀安定供給確保支援機構（第十三条―第二十八条）</p> <p>第四節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条―第三十三条）</p> <p>第五節 民間備蓄（第三十三条の二―第三十三条の八）</p> <p>第六節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条―第三十六条）</p> <p>第七節 緊急時の措置（第三十七条―第四十条）</p> <p>第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第四十一条―第四十六条）</p> <p>第四章 雑則（第四十七条―第五十四条）</p> <p>第五章 罰則（第五十五条―第六十二条）</p> <p>附則</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置</p> <p>第一節 基本指針（第四条）</p> <p>第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置</p> <p>第一款 生産調整方針（第五条―第七条）</p> <p>第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第七条の二・第七条の三）</p> <p>第二款 米穀安定供給確保支援機構（第八条―第十七条）</p> <p>第三款 米穀価格形成センター（第十八条―第二十八条）</p> <p>第三節 政府の買入れ及び売渡し（第二十九条―第三十三条）</p> <p>第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条―第三十六条）</p> <p>第五節 緊急時の措置（第三十七条―第四十条）</p> <p>第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置（第四十一条―第四十六条）</p> <p>第四章 雑則（第四十七条―第五十四条）</p> <p>第五章 罰則（第五十五条―第六十二条）</p> <p>附則</p> |

(目的)

第一条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることに鑑み、米穀の需要に応じた生産を推進するとともに、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡し等の措置等を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

(基本方針)

第二条 政府は、米穀の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、公表するものとし、これを踏まえ、米穀の供給が不足する事態に備えた米穀の備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2| 政府は、前項の規定により米穀の備蓄の機動的な運営を図るに当たっては、第十一条第一項及び第二項の規定による報告に基づき米穀の生産者から消費者までの流通の状況を継続的かつ適確に把握してその運営を行うとともに、第三十三条の二第一項に規定する民間備蓄は政府による米穀の備蓄を補完するものであることを旨とするものとする。

3 政府は、麦の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安

(目的)

第一条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)

第二条 政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2| 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならない。

3 政府は、麦の需給及び価格の安定を図るため、麦の需給の適確な

安定化を図るため、麦の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。

(定義)

### 第三条 (略)

2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

3 (略)

## 第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

### 第一節 基本指針

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 米穀の需給の安定に関する基本方針

二 四 (略)

五 その他米穀の需給の安定に関する重要事項

3 七 (略)

見通しを策定し、これに基づき、麦の供給が不足する事態に備えた備蓄の円滑な運営を図るとともに、麦の適切な輸入及び売渡しを行うものとする。

(定義)

### 第三条 (略)

2 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

3 (略)

## 第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

### 第一節 基本指針

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

二 四 (略)

五 その他米穀の需給及び価格の安定に関する重要事項

3 七 (略)

第二節 生産者による需要に応じた生産

(新設)

第五条 米穀の生産者は、米穀の生産を行うに当たっては、主体的に第二条第一項に規定する見通しその他の情報を踏まえて需要に応じた生産を行うよう努めるものとする。

2 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体は、その直接又は間接の構成員たる米穀の生産者が行う米穀の需要に応じた生産に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、その区域の特性に応じ、米穀の生産者が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、当該区域内で生産される米穀の需給の見通しその他の当該区域における米穀の生産者による需要に応じた生産に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 政府は、米穀の生産者による需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の新たな需要の開拓に関する施策、米穀の輸出の促進に関する施策、米穀に係る農業の生産性の向上に関する施策その他関連施策を講ずることにより、米穀の生産の持続的な発展を図るものとする。

第三節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

(削る。)

第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

第一款 生産調整方針

(生産調整方針の認定)

第五条 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者（以下「生産出荷団体等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、米穀の生産調整に関する方針（以下「生産調整方針」という。）を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2| 生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一| 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標（以下「生産数量目標」という。）の設定方針
- 二| 生産数量目標を達成するためとるべき措置（天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回って生産された数量の米穀に係る措置を含む。）

3| 農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 一| 生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。
  - 二| 前項第二号に掲げる事項が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであること。
  - 三| その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 4| 前三項に規定するもののほか、生産調整方針の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（生産調整方針に関する助言及び指導）

第六条 国は、生産出荷団体等に対し、生産調整方針の作成及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第一款 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

第六条・第七条（略）

第二款 米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置等

（米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置）

第八条 米穀の出荷若しくは販売又は米穀を原材料とする飲食品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。以下同じ。）であつて政令で定めるものの加工、製造若しくは調製の事業（以下「米穀等取扱事業」という。）を行う者は、当該米穀等取扱事業を行うに当たっては、この法律の規定を遵守するとともに、米穀の品質を保持するための必

第七条 生産出荷団体等は、生産調整方針の作成及びその適切な運用のため、地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。  
2 地方公共団体は、前項の規定により協力を求められた場合において、生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第一款の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項

第七条の二・第七条の三（略）

（新設）

要な措置、米穀の持続的な供給に資する取引の実施その他の米穀の円滑な流通の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

(届出)

第九条 米穀等取扱事業を行おうとする者であつて、主務省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模（地域における米穀の供給の相当部分を占めるものとして事業の種類ごとに主務省令で定める規模をいう。以下同じ。）以上であるものは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
  - 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
  - 三 主たる事務所の所在地
  - 四 届出の日の属する年の米穀の出荷予定数量、販売予定数量又は買入予定数量及び当該年の前年の米穀の出荷数量、販売数量又は買入数量
  - 五 その事業の用に供する施設の内容
  - 六 その他主務省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 3 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（帳簿の備付け）

第十条 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（定期報告）

第十一条 米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、農林水産省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものは、米穀の在庫数量及び出荷数量又は販売数量その他農林水産省令で定める事項について、毎年、これらの数量の増減が見込まれる米穀の収穫又は作付けの時期その他の事情を勘案して農林水産省令で定める時期ごとに、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。

2 米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造又は調製の事業を行う者であつて、主務省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものは、米穀の在庫数量及び買入数量その他主務省令で定める事項について、毎年、米穀の供給が減少するおそれがあると見込まれる時期その他の事情を勘案して主務省令で定める時期ごとに、主務省令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

3 農林水産大臣又は主務大臣は、それぞれ、第一項又は前項の規定による報告の結果を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（助言又は指導）

第十二条 主務大臣は、届出事業者に対し、米穀の適正かつ円滑な流

通の確保を図る観点から、必要な助言又は指導を行うことができる<sup>9</sup>

第三款 米穀安定供給確保支援機構

第十三条 (略)

(業務)

第十四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

(削る。)

一 (略)

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十五条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 (略)

(業務規程の認可)

第十六条 機構は、第十四条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業

第二款 米穀安定供給確保支援機構

第八条 (略)

(業務)

第九条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第五条第一項の認定に係る生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に対し、当該認定に係る生産調整方針に基づき同条第二項第二号に規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。

二 (略)

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（貸付けの決定を除く。）及び同条第二号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2 (略)

(業務規程の認可)

第十一条 機構は、第九条第一号及び第二号に掲げる業務（以下「貸

「業務」という。）を行うときは、債務保証業務の開始前に、債務保証業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 （略）

#### 第十七条 （略）

##### （区分経理）

第十八条 機構は、債務保証業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

##### （農林水産省令への委任）

第十九条 前二条に定めるもののほか、機構が債務保証業務を行う場合における機構の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

##### （改善命令）

第二十条 農林水産大臣は、第十四条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な

「貸付等業務」という。）を行うときは、貸付等業務の開始前に、貸付等業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が貸付等業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 （略）

#### 第十二条 （略）

##### （区分経理）

第十三条 機構は、第九条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理、同条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

##### （農林水産省令への委任）

第十四条 前二条に定めるもののほか、機構が貸付等業務を行う場合における機構の財務及び会計に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

##### （改善命令）

第十五条 農林水産大臣は、第九条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措

措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第二十一条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二・三 (略)

四 第十六条第一項の認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

2 (略)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十六条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二・三 (略)

四 第十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで貸付等業務を行ったとき。

2 (略)

(資金の貸付け)

第十七条 政府は、機構に対し、第九条第一号に掲げる業務に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

### 第三款 米穀価格形成センター

(指定)

第十八条 農林水産大臣は、米穀の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もってその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められ

るものを、その申請により、米穀価格形成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2| 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3| センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4| 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

#### （業務）

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 米穀の取引の指標とすべき価格の形成に必要なその売買取引を行うための施設（以下「価格形成施設」という。）を開設すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### （業務規程の認可）

第二十条 センターは、前条第一号に掲げる業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この款において「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が前条第一号に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、そ

(削る。)

第二十二條から第二十八條まで  
削除

の業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3| 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、  
農林水産省令で定める。

(売買取引を行うことができる者)

第二十一條 価格形成施設における米穀の売買取引(以下「売買取引」という。)を行うことができる者は、米穀の買入れ又は売渡しの業務を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者その他の業務規程で定める者以外の者とする。

(売買取引)

第二十二條 売買取引は、入札の方法その他業務規程で定める方法によらなければならない。

2| センターは、売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認めるときは、業務規程で定めるところにより、売買取引を行う者に対し、売買取引の制限をすることができる。

3| センターは、前項の規定により売買取引の制限をしたときは、速やかに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(売買取引数量等の公表)

第二十三條 センターは、売買取引が行われたときは、売買取引の数量及び価格その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

(事業計画等)

第二十四条 センターは、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第二十五条 センターの役員の選任及び解任は、農林水産大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 センターの役員が、この款の規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第二十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十九条第一号に掲げる業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、農林水産大臣は、センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務)

第二十六条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改善命令)

第二十七条 農林水産大臣は、第十九条各号に掲げる業務の運営に関

し改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第二十八条 農林水産大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第二十條第一項の認可を受けた業務規程によらないで第十九条第一号に掲げる業務を行ったとき。

2| 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第三節 政府の買入れ及び売渡し

（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び第四十七条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定める者（以下「買受資格者」という。）に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

第四節 政府の買入れ及び売渡し

（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）

第二十九条 政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、及び届出事業者、第四十七条第一項の規定による届出をした者その他農林水産省令で定める者（以下「買受資格者」という。）に対し当該米穀の売渡しを行うものとする。

第三十条～第三十三条（略）

第五節 民間備蓄

（基準保有量の届出）

第三十三条の二 米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、民間備蓄（民間事業者において、米穀の供給が不足する事態において迅速にその米穀の譲渡しを行うために次条の規定による米穀の常時保有をすることをいう。）を行う能力があるものとしてその事業の用に供する米穀の数量が政令で定める規模以上であるもの（以下「民間備蓄事業者」という。）は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、その年の基準保有量（民間備蓄事業者が常時保有すべきものとして、当該民間備蓄事業者のその年の前年の米穀の出荷数量又は販売数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される米穀の数量をいう。以下同じ。）その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による基準保有量の算定に係る農林水産省令は、算定されるべき基準保有量がそれぞれの民間備蓄事業者のその年の前年の米穀の出荷数量又は販売数量の百分の十を超えず、かつ、全ての民間備蓄事業者の基準保有量を合計した数量が第四条第二項第三号の米穀の備蓄の目標数量のおおむね百分の二十五を超えない範囲内にあるように定められるものとする。

（米穀の常時保有）

第三十条～第三十三条（略）

（新設）

第三十三条の三 民間備蓄事業者は、基準保有量（次条第一項、第三十三条の五第一項又は第三十三条の七第一項の規定による変更があったときは、当該期間内においてはその変更後のものとする。以下同じ。）の米穀を常時保有しなければならない。

（災害等に係る基準保有量の減少）

第三十三条の四 農林水産大臣は、災害その他やむを得ない事由により基準保有量に相当する数量の米穀を常時保有することが困難となつた民間備蓄事業者から申出があつた場合において、その基準保有量を減少する必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基準保有量を減少することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による基準保有量の減少をしたときは、当該民間備蓄事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（基準保有量の調整等）

第三十三条の五 民間備蓄事業者は、他の民間備蓄事業者がその基準保有量を増加する場合に限り、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、期間を定めて、自己の基準保有量についてその増加された数量に相当する数量を減少することができる。

2 農林水産省令で定める取引関係にある二以上の民間備蓄事業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に申し出て、その旨の確認を受けることができる。

（米穀の常時保有に係る勧告及び命令）

第三十三条の六 農林水産大臣は、民間備蓄事業者が、第三十三条の三の規定による基準保有量の米穀の常時保有をしていない場合において、当該常時保有をしていないことについて正当な理由がないと認めるときは、その民間備蓄事業者に対し、期限を定めて、同条の規定に従って米穀の常時保有をすべきことを勧告することができる。ただし、その民間備蓄事業者が前条第二項の規定による確認を受けている場合において、当該確認を受けている民間備蓄事業者及びその民間備蓄事業者とともにその確認を受けている他の民間備蓄事業者が第三十三条の三の規定による常時保有をしている米穀の数量を合計した数量がこれらの者の基準保有量を合計した数量以上であるときは、この限りでない。

2| 農林水産大臣は、前項本文に規定する場合において、第三十三条の三の規定による基準保有量の米穀の常時保有をしていない期間が政令で定める基準に該当すると認めるときは、当該民間備蓄事業者に対し、期限を定めて、同条の規定に従って米穀の常時保有をすべきことを命ずることができる。

3| 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(米穀の供給の不足に係る基準保有量の減少等)

第三十三条の七 農林水産大臣は、第十一条第一項及び第二項の規定による報告の内容その他の必要な情報に基づき、米穀の供給が不足すると認める場合であつて、政府による第二十九条の規定による米穀の売渡しよりも、民間備蓄事業者が第三十三条の三の規定による常時保有をする米穀の譲渡しを迅速にすることができると認めるときは、期間を定めて、基準保有量を減少することができる。

2| 農林水産大臣は、前項の規定による基準保有量の減少をしたときは、その旨を公表するものとする。

3| 農林水産大臣は、第一項の規定による基準保有量の減少をし、又は減少をしようとするときは、現に米穀の供給が不足する地域又は業種における米穀の供給の状況を示して、民間備蓄事業者に対し、同項の規定による減少をし、又は減少をしようとする基準保有量（以下「減少量」という。）を限度として米穀の譲渡しをすべき旨の要請をすることができる。この場合において、農林水産大臣は、米穀の円滑な流通を確保するため特に必要があると認めるときは、当該要請と同時に、又は当該要請後遅滞なく、譲渡しをすべき期間及び数量（減少量を限度とする。）又は譲渡先となる地域若しくは業種その他の必要な事項を提示することができる。

4| 農林水産大臣は、前項の規定により要請（同項後段の規定による必要な事項の提示をしたものに限る。）をしてもなお米穀の供給が不足し、現に米穀の円滑な供給に支障が生じている状況にあると認めるときは、当該要請をした民間備蓄事業者に対し、譲渡しをすべき期間及び数量（減少量を限度とする。）又は譲渡先となる地域若しくは業種その他の必要な事項を定めて、米穀の譲渡しをすべきことを勧告することができる。

5| 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

6| 農林水産大臣は、第四項の規定による勧告を受けた者が、前項の規定による公表後、なお正当な理由がなくて当該勧告に従わない場合であつて第二十九条の規定による政府の売渡しのみでは第四項に規定する状況を改善できないと認めるときは、その者に対し、期限

を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

7| 農林水産大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。

(適用除外期間)

第三十三条の八 第三十七条第一項の規定による告示のあったときは、当該告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間においては、第三十三条の二から前条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。次項において同じ。）は、適用しない。

2| 前項に規定する期間の経過後における第三十三条の二から前条までの規定の適用に関する経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）に関する事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

第六節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

第三十四条～第三十六条 (略)

第七節 緊急時の措置

第三十七条 (略)

第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

第三十四条～第三十六条 (略)

第五節 緊急時の措置

第三十七条 (略)

(米穀等取扱事業を行う者に対する命令)

第三十八条 主務大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため、基本指針に即して、米穀等取扱事業を行う者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

第三十九条・第四十条 (略)

(麦の需給見通し)

第四十一条 農林水産大臣は、麦の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るため、政令で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し(以下「需給見通し」という。)を定めるものとする。

2・3 (略)

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者(その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満である者及び第九条第一項の規定による届出をしなければならない者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一〇四 (略)

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければ

(米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対する命令)

第三十八条 農林水産大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため、基本指針に即して、米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

第三十九条・第四十条 (略)

(麦の需給見通し)

第四十一条 農林水産大臣は、麦の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、麦の需給に関する見通し(以下「需給見通し」という。)を定めるものとする。

2・3 (略)

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業(その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十九条において同じ。)を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一〇四 (略)

2 前項の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その

ばならない。

- 3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

- 第四十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(財政上の措置等)

- 第四十八条の二 政府は、民間備蓄事業者に対し、第三十三条の三の規定による米穀の常時保有が円滑に行われるようにするために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(調査)

- 第五十一条 農林水産大臣は、主要食糧の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に関する調査を行うことができる。

(報告及び立入検査)

- 第五十二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造若しくは米穀を原材料とする飲食物品の加工、製造若しくは調製（加工又は製

旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 3 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

- 第四十八条 届出事業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(新設)

(調査)

- 第五十一条 農林水産大臣は、主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、農林水産省令で定めるところにより、主要食糧の生産、流通及び消費の状況に関する調査を行うことができる。

(報告及び立入検査)

- 第五十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状

造にあつては、主要食糧の加工又は製造を除く。）を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2| 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に對し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3| 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第五十二条の二 この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、米穀を原材料とする酒類の製造の事業に係る事項については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

2| この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任等)

第五十三条 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

2| (略)

況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(新設)

2| 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3| 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(新設)

(都道府県が処理する事務等)  
第五十三条 (新設)

(略)

3| この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第一項の規定により、国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項、第三十三条の六第二項、第三十三条の七第六項又は第三十八条の規定による命令に違反したとき。

二 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(削る。)

第五十七条 第五十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第十一条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2| この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所に委任することができる。

第五十六条 第七条の三第二項又は第三十八条の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

第五十七条 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀等取扱事業を行ったとき。

二 第九条第二項若しくは第三項又は第四十七条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第三十三条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行ったとき。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条第一号（第三十八条に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑

二 第五十五条、第五十六条第一号（第三十八条に係る部分に限る。）若しくは第二号又は前三条 各本条の罰金刑

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十条又は第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿

第五十九条 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った者は、五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十六条（第七条の三第二項に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑

二 第五十五条、第五十六条（第七条の三第二項に係る部分を除く。）又は前三条 各本条の罰金刑

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十五条、第三十六条又は第四十七条第二項若しくは第三項

|                                                                                     |                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者</p> <p>二 第三十五条又は第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> | <p>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|

○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 現 行                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の特例）</p> <p>第九条 生産者又は製造事業者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀等取扱事業（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第八条に規定する米穀等取扱事業をいう。次項において同じ。）についての同法第九条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについてはこれらの規定による届出をしたものと、米穀の出荷又は販売の事業についての同法第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについてはこれらの規定による届出をしたものと、それぞれみなす。</p> | <p>（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の特例）</p> <p>第九条 生産者がその生産製造連携事業計画について第四条第一項の認定を受けたときは、当該生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。</p> |
| <p>2 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画の変更について第五条第一項の認定を受け、又は同条第二項の届出をしたときは、当該認定生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀等取扱事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第九条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについてはこれらの規定による届出をしたものと、米穀の出荷又は販売の事業についての同法第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものと、それぞれみなす。</p>                                                                 | <p>2 認定事業者がその認定生産製造連携事業計画の変更について第五条第一項の認定を受け、又は同条第二項の届出をしたときは、当該認定生産製造連携事業計画に記載された事業のうち、米穀の出荷又は販売の事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第四十七条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。</p>                           |

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                               | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（歳入及び歳出）</p> <p>第百二十七条 （略）</p> <p>2 食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>ハ～ヘ （略）</p> <p>ニ 歳出</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>ニ～リ （略）</p> <p>3～6 （略）</p> | <p>（歳入及び歳出）</p> <p>第百二十七条 （略）</p> <p>2 食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第二項の規定による償還金</p> <p>ニ～ト （略）</p> <p>ニ 歳出</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>ニ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第一項の規定による米穀安定供給確保支援機構に対する貸付金</p> <p>ホ～ヌ （略）</p> <p>3～6 （略）</p> |

# 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の概要

## 背景

- 今般の米価高騰の要因及び政府備蓄の売渡しの対応を検証する中で、農林水産省が**多様化する流通実態を適確に把握できていなかった**ことや、**政府備蓄は売渡手続に時間を要し、機動性を欠く**という課題が明らかとなった  
このような課題に対応し、米の安定供給を確保するためには、
  - ① **外食・中食を含め流通業者の取引実態を幅広く把握**するとともに、
  - ② **官民を挙げた備蓄体制を構築**し、備蓄米の機動的放出を可能にする必要
- 米の需要を拡大し、これに応じた生産を推進するためには、**米の需要の減少を前提とした生産調整に関する規定を見直す**必要

## 法律案の概要

### 1. 多様化する流通実態の把握強化

- (1) 届出事業者の拡大
  - ・ 米穀の出荷・販売業者に加え、**加工・中食・外食の事業者を追加**  
(第9条関係)
- (2) 定期的報告の義務化、罰則の強化
  - ① (1)の事業者に対し、**国への定期的な在庫量、出荷・販売量等の報告**を義務化  
(第11条関係)
  - ② 届出・定期報告等の適正性を担保するため、**罰則を措置**  
(第56条第2号、第58条、第59条第1号及び第2号並びに第62条第1号関係)

### 2. 備蓄制度の見直し

- (1) 目的の見直し
  - ・ **生産量の減少による供給不足**に加えて、**需要量の増加等による供給不足**にも備えて保有できるよう、備蓄の目的を見直し (第3条第2項関係)
- (2) 民間備蓄制度の創設
  - ・ 政府備蓄に加え、**一定規模以上の民間事業者に対して、基準量以上の米穀の保有を義務付け** (第33条の2から第33条の8まで、第48条の2等関係)

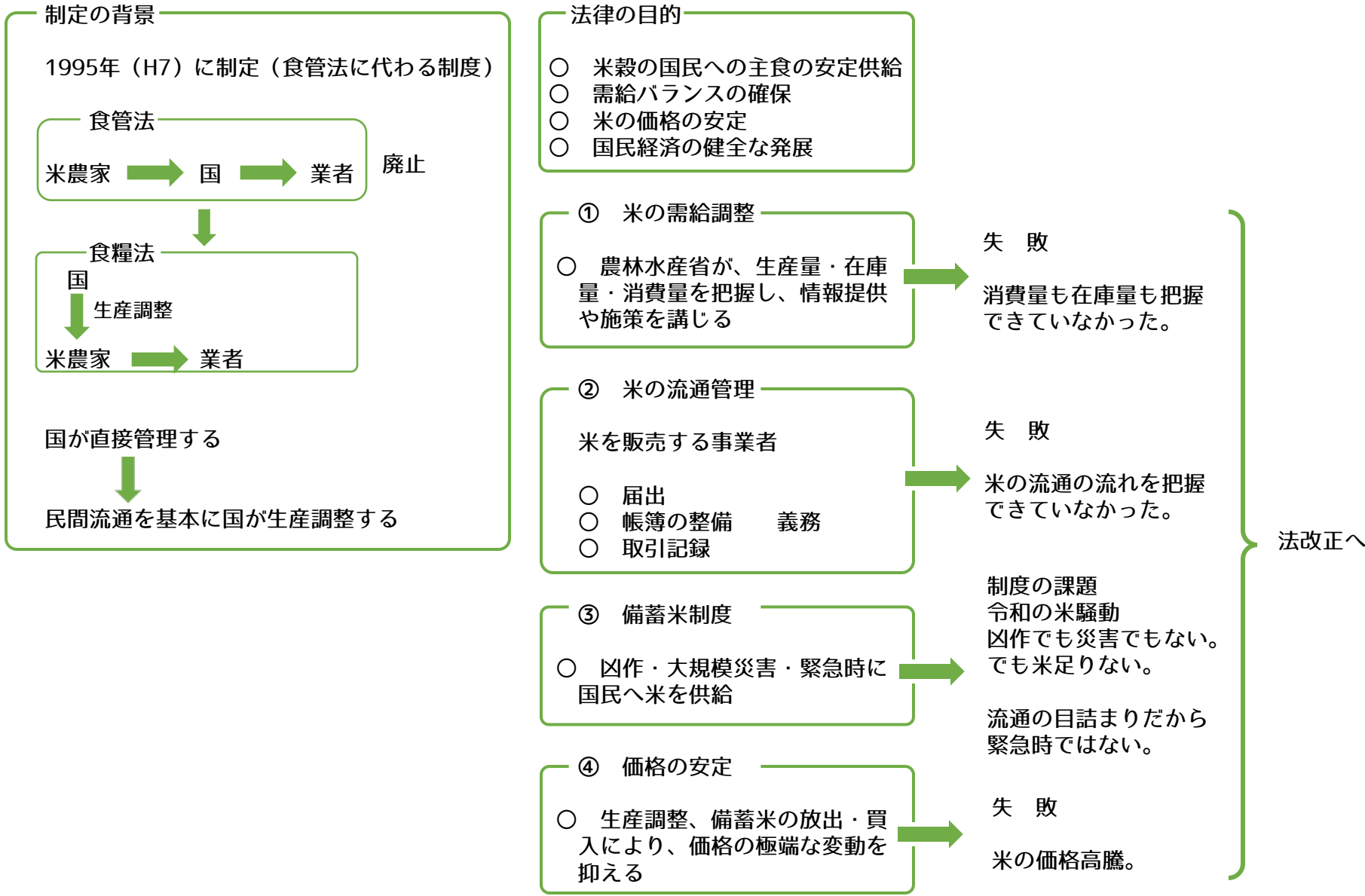
### 3. 需要に応じた生産の促進

- (1) 生産調整方針の廃止
  - ・ 米の需要減少を前提とした**生産調整方針に関連する規定を廃止**  
(改正前第2条、第5条から第7条まで及び第9条第1号関係)
- (2) 需要に応じた生産に係る責務規定の新設
  - ・ **生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること、政府は需要に応じた生産を促進すること等を明記** (第5条関係)

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。  
ただし、2(1)は公布の日、2(2)は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の改正について



## 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の改正について

令和8年7月8日、参議院本会議で可決

### 米の在庫・流通の実態把握

- 特定規模以上の米穀等取扱事業者の届け出の義務化 → 50万円以下の罰金

#### 米穀等取扱事業者

米穀の出荷・販売  
米穀を原材料とする飲食料品（医薬品を除く）

米穀の出荷・販売業者  
加工業者  
中食・外食の事業者

特定規模：  
地域における米穀の供給の相当部分を占めるものとして事業の種類ごとに主務省で定める規模。

- 定期報告の義務化 → 50万円以下の罰金

在庫量、出荷・販売量等の報告

届出業者に、加工・中食・外食の事業者を追加  
報告を義務化  
罰則の創設

### 備蓄制度の見直し

- 備蓄の目的の見直し  
生産量の減少による供給不足に備え → 供給が不足する事態に備え
- 民間備蓄制度の創設  
一定規模以上の民間事業者に基準量以上の米穀の保有を義務付け

### 需要に応じた生産

- 生産調整方針の廃止

政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進を行うものとする。

- 需要に応じた生産に係る責務規定の新設

米穀の生産者は、主体的に需要に応じた生産に努めるものとする。

政府は、需要に応じた生産が可能となるよう、関連施策を講ずる。

# 主要食糧の需給及び 価格の安定に関する法律 (食糧法)ってどんな法律?



簡単に  
言うと…

お米が不足しないようにして、  
**価格が急に上がったり  
下がったりしないように、  
国がサポートする法律だよ!**



なるほど~!

## 制定の背景

1995年に制定(食管法に代わる制度)

- ✓ 米の流通が自由化
- ✓ 消費者ニーズの多様化
- ✓ WTOなど国際ルールへの対応

→ 国が直接管理する制度から、  
民間流通を基本に  
国が需給を調整する制度へ!



## この法律の目的(第1条)



国民への  
主食の安定供給



需給バランスの  
確保



米の価格の  
安定



国民経済の  
健全な発展

つまり…「米が不足せず、価格も安定して、安心して暮らせる国にする」こと!

## 主な内容

### ① 米の需給調整

農林水産大臣が、生産量・在庫量・  
消費量などを把握して、  
需給が大きく崩れないように  
情報提供や施策を行います。



しっかり  
チェック!

### ② 米の流通管理

米を販売する事業者などに  
届出・帳簿の整備・取引記録などの  
義務を課しています。



トレーサビリティや  
不正流通の防止に!

### ③ 備蓄米制度

国は政府備蓄米を保有しています。  
凶作や大規模災害などの  
緊急時にも、国民へ  
米を供給できるように!



### ④ 価格の安定

国が価格を直接決めるのではなく、  
需給状況を把握し、必要に応じて  
備蓄米の放出や買入れなどを行い、  
価格が極端に変動しないように  
しています。



急な値上げも  
急な値下げも  
防ぎます!

## 誰に関係するの?

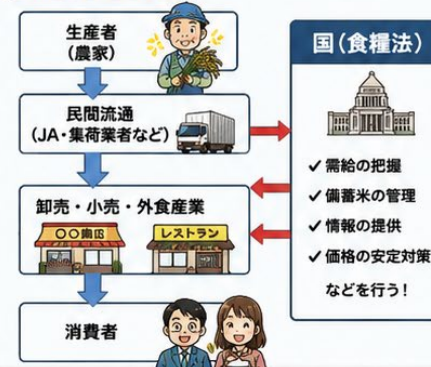


農家 集荷業者 卸売業者 小売業者 外食産業 消費者



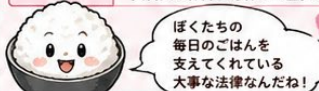
米に関わるすべての人に  
関係する法律なんだ!

## どんな仕組み?



## ポイントまとめ!

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 正式名称  | 主要食糧の需給及び<br>価格の安定に関する法律<br>(通称: 食糧法) |
| 制定    | 1995年<br>(食糧管理法に代わる法律)                |
| 目的    | 主食(米など)の<br>安定供給と価格の安定                |
| 基本理念  | 民間流通を基本に<br>国が需給を調整                   |
| 国の役割  | 需給把握、備蓄米の管理、<br>価格安定対策など              |
| キーワード | 食料の安定・安心・安全!<br>食料安全保障の確保にも重要!        |



ぼくたちの  
毎日ごはんを  
支えてくれている  
大事な法律なんだね!

地域の実態に即した施策の実現に向けた要請活動・要請項目について

【 全国行事 】

- 令和 8年12月 1日（火）

全国農業委員会会長代表者集会 13：00～  
 文京シビックホール  
 東京都文京区春日1丁目16番21号
- 令和 8年12月 2日（水）

農業者年金加入推進セミナー 13：00～  
 銀座フロッサム  
 東京都中央区銀座2丁目15番地6号

【地域の実態に即した施策の実現に向けた要請活動】

令和 8年11月30日（月）09：00～令和 8年12月 2日（水）12：00まで

|           |    |          |                               |
|-----------|----|----------|-------------------------------|
| 11月30日（月） | AM | 要請活動     | 会長・副会長・専務・職員                  |
|           | PM | 要請活動     | 会長・副会長・専務・職員                  |
| 12月 1日（火） | AM | 要請活動     | 会長・副会長・専務・職員                  |
|           | PM | 代表者集会    | 会長                            |
|           |    | 要請活動     | 副会長・専務・職員<br>※16：00以降に会長合流の想定 |
| 12月 2日（水） | AM | 要請活動     | 会長・副会長・専務・職員                  |
|           |    | 解散       | 解散                            |
|           | PM | 加入推進セミナー | 会長                            |



# 北海道農業が抱える6つの課題

広大な大地と豊かな自然に支えられた北海道農業。しかし、さまざまな課題に直面しています。



## 1 担い手・労働力不足



農業者の高齢化が進み、後継者や労働力の確保が難しくなっています…

- 農業者の高齢化
- 新規就農者の減少
- 季節労働者の確保が困難
- 後継者・人材の不足

課題解決に向けて



新規就農支援



農業法人化・第三者継承



スマート農業で省力化

## 2 気候変動への対応



猛暑や干ばつ、豪雨など異常気象が増え、農業に大きな影響が出ています。

- 猛暑・高温による品質低下
- 干ばつによる収量減少
- 集中豪雨による被害
- 大雪・暴風雪による被害

課題解決に向けて



畑地かんがいの整備



排水対策の強化



耐暑性品種の導入



災害に強い農業基盤整備

## 3 農業所得・経営の安定



資材や燃油の高騰、価格の変動で、経営が圧迫されています…

- 肥料・燃油・飼料の価格高騰
- 円安の影響
- 農産物価格の変動
- 経営コストの増大



課題解決に向けて



コスト削減・効率化



高付加価値化・ブランド化



輸出拡大・販路開拓



スマート農業の活用

## 4 農地・地域の維持



人口減少で集落機能が低下し、農地の維持や管理が難しくなっています。

- 人口減少・高齢化の進行
- 集落機能の低下
- 農地管理の担い手不足
- 耕作放棄地の増加リスク

課題解決に向けて



地域計画の策定



農地の集積・集約化



農地バンクの活用



地域コミュニティの維持・強化

## 5 食料安全保障・国際競争



世界の食料情勢や貿易環境の変化に対応し、北海道の農業を守り、伸ばす必要があります。

- 世界情勢による輸入資材不足
- 食料安全保障の強化
- FTA・EPAへの対応
- 輸入農産物の増加

課題解決に向けて



国内生産力の維持・強化



輸出競争力の向上



北海道ブランドの確立・強化

## 6 スマート農業・DXの推進



技術を活用し将来のために農業への転換が急務です。

- 初期投資が高額
- デジタル人材の不足
- 通信環境の整備が必要
- データ活用の遅れ

課題解決に向けて



AI・ICTの活用



自動運転農機の導入



データの活用・共有



通信環境の整備

課題はつながっています

担い手不足を中心に、さまざまな課題が相互に影響合っています。



北海道農業の将来のために6つの課題に総合的に取り組み、持続可能で力強い農業を実現していきましょう！



# 米・イランの戦争とホルムズ海峡の見通し (2026年7月14日時点)

全面戦争には発展しているが、双方とも**無制限の戦争は望んでいない**非常に不安定な段階

## ① 現状 (2026年7月14日時点)

米国はイランへの軍事攻撃を継続し、イランも中東各地の米軍基地や関係国への攻撃を継続。



**停戦合意は事実上崩壊**

## ② ホルムズ海峡はどうなっているか

ホルムズ海峡は世界のエネルギー輸送の大動脈



世界の原油輸送の  
約**2割**



世界のLNG輸送の  
約**2割**



・保険料 急騰 ・船会社の運航見合わせ ・タンカー数の大幅減少



イラン

「自国の許可なく通航できない」



米国

「航行の自由を確保する」



## ③ 今後1年間のシナリオ (見通し)

### シナリオ① (可能性: 約50%) 緊張状態が長期化



- ・小規模な攻撃は続く
- ・ホルムズ海峡は完全封鎖しない
- ・航路は利用できるが危険
- ・原油価格は高止まり

エネルギー価格の見通し

原油価格: 80~100ドル程度  
LNG価格: 高止まり

日本への影響

ガソリン高 電気料金高  
肥料高 飼料高

### シナリオ② (可能性: 約30%) 外交による停戦



- ・カタールや湾岸諸国などの仲介で停戦交渉が進む
- ・ホルムズ海峡の安全確保
- ・原油価格下落
- ・日本経済にはプラス

エネルギー価格の見通し

原油価格: 60~70ドル程度  
LNG価格: 低下

日本への影響

物価安定  
経済にプラス

### シナリオ③ (可能性: 約20%) 全面封鎖 (最悪のケース)



- ・イランが機雷・ミサイル・ドローン・高速艇などを使い、ホルムズ海峡を長期間閉鎖
- ・原油価格は100~150ドル超も十分にあり得る

エネルギー価格の見通し

原油価格: 100~150ドル超  
LNG価格: 大幅高騰

日本への影響

ガソリン価格 急騰  
電気料金 急騰  
肥料価格 再上昇  
食品価格 上昇



## ④ 日本の農業への影響

北海道農業の視点では、以下の影響が大きい

### ① 燃料 (軽油・ガソリン)



### ② 肥料 (尿素・アンモニア・リン酸など)



### ③ 農業資材 (ビニール・農薬・プラスチック資材など)



### ④ 輸送コスト (トラック・フェリー・コンテナなど)



農産物価格は上がっても、生産コストも同時に上がるため、農業経営が必ずしも改善するとは限らない。



## ⑤ 私の見通し (まとめ)

「ホルムズ海峡の完全封鎖」よりも、  
「危険だが通航は続く状態」が  
続く可能性が高い

理由

- イランにとっても原油輸出は重要な収入源であり、長期の完全封鎖は自国経済への打撃が大きい。
- 米国や同盟国も海上交通の維持を最優先事項としており、封鎖を恒久化させることは避けようとする。



今後のポイント

軍事衝突が続く限り、タンカー攻撃や一時的な航行停止などのリスクは高く、エネルギー価格は不安定な状態が続く可能性が高い。





# 北海道農業の現状と今後の政策転換の必要性

## ～物価上昇に耐えられる農業へ～



コストは上がっているのに  
販売価格は上がらない…  
このままでは将来が不安です。

### 現在の北海道農業の状況

生産コスト上昇に対する消費者理解は進みつつあるものの、  
多くの農産物では**販売価格への十分な転嫁ができていない**。



### このままでは持続的な農業経営が困難に

生産コストのみが上昇し続け、農業所得は圧迫されている。



離農・投資停止・後継者不足という悪循環へ



### これまでの対応 (対症療法)

- ・一時的な支援
- ・価格高騰の緩和
- ・補助金による下支え など

一時的で  
持続性がない…

### 今後は「物価上昇に耐えられる農業」への政策転換が必要

一時的な物価高対策ではなく、**生産コストを適正に販売価格へ反映できる市場環境の整備と、生産性向上による国際競争力の強化**を柱とした政策転換が必要である。

#### 1 適正な価格形成の仕組みづくり



生産コストを反映した適正価格の形成と価格交渉力の強化

#### 2 生産性向上と省力化の推進



スマート農業・機械化・デジタル化による生産性向上とコスト削減

#### 3 エネルギー・資材コストの低減



再エネ活用や共同調達などエネルギー・資材コストを下げる政組の支援

#### 4 物流コストの適正化と負担の分担



物流の効率化・適正運賃の確保と消費者・実需者との負担の分担

#### 5 消費者理解の深化と国産農産物の価値向上



国産・北海道産の価値を伝え、適正価格への理解と支持を広げる

#### 6 国際競争力の強化



輸出拡大や高付加価値化により世界と戦える農業へ

持続可能で魅力ある北海道農業の実現のために、政策の抜本的な転換を強く要望します。



未来のために、  
今こそ変える  
時です！

## BigMac指数

|    | 名称     | 円     | 地域    |
|----|--------|-------|-------|
| 1  | スイス    | 1,440 | ヨーロッパ |
| 2  | ウルグアイ  | 1,389 | 中南米   |
| 10 | コロンビア  | 985   | 中南米   |
| 11 | メキシコ   | 978   | 中南米   |
| 12 | アメリカ   | 970   | 北米    |
| 13 | コスタリカ  | 958   | 中南米   |
| 15 | シンガポール | 917   | アジア   |
| 18 | アルゼンチン | 877   | 中南米   |
| 20 | チリ     | 859   | 中南米   |
| 24 | ホンジュラス | 802   | 中南米   |
| 25 | ペルー    | 797   | 中南米   |
| 29 | ニカラグア  | 753   | 中南米   |
| 32 | ブラジル   | 706   | 中南米   |
| 33 | グアテマラ  | 683   | 中南米   |
| 34 | タイ     | 682   | アジア   |
| 36 | ベネズエラ  | 641   | 中南米   |
| 40 | パキスタン  | 612   | アジア   |
| 41 | 韓国     | 593   | アジア   |
| 42 | 中国     | 581   | アジア   |
| 48 | 日本     | 480   | アジア   |
| 49 | ベトナム   | 459   | アジア   |
| 50 | フィリピン  | 451   | アジア   |

## 食料品指数（NUMBEO（ナンベオ））

|     | 名称      | 指数    | 地域    |
|-----|---------|-------|-------|
| 1   | バミューダ   | 149.0 | 中南米   |
| 4   | スイス     | 109.5 | ヨーロッパ |
| 9   | シンガポール  | 84.9  | アジア   |
| 11  | マカオ（中国） | 81.7  | アジア   |
| 16  | アメリカ    | 76.4  | 北米    |
| 17  | 香港（中国）  | 76.2  | アジア   |
| 21  | 韓国      | 72.2  | アジア   |
| 35  | 台湾      | 67.1  | アジア   |
| 43  | 日本      | 58.2  | アジア   |
| 51  | ウルグアイ   | 54.2  | 中南米   |
| 64  | メキシコ    | 49.6  | 中南米   |
| 70  | ベネズエラ   | 46.4  | 中南米   |
| 78  | アルゼンチン  | 43.8  | 中南米   |
| 80  | タイ      | 43.5  | アジア   |
| 82  | マレーシア   | 43.3  | アジア   |
| 87  | チリ      | 42.4  | 中南米   |
| 106 | コロンビア   | 37.6  | 中南米   |
| 110 | ペルー     | 36.5  | 中南米   |
| 111 | 中国      | 36.3  | アジア   |
| 114 | フィリピン   | 35.3  | アジア   |
| 127 | ブラジル    | 33.0  | 中南米   |
| 128 | ベトナム    | 32.6  | アジア   |

## 世界競争力ランキング2026

|    | 名称     |
|----|--------|
| 1  | シンガポール |
| 2  | 香港     |
| 3  | スイス    |
| 4  | 台湾     |
| 10 | アメリカ   |
| 11 | カタール   |
| 12 | 中国     |
| 15 | マレーシア  |
| 16 | カナダ    |
| 21 | 韓国     |
| 23 | ドイツ    |
| 24 | イギリス   |
| 26 | タイ     |
| 27 | ベトナム   |
| 30 | 日本     |
| 36 | フランス   |
| 43 | チリ     |
| 45 | イタリア   |
| 47 | フィリピン  |
| 59 | コロンビア  |
| 60 | ペルー    |
| 65 | ブラジル   |

ビッグマック指数では、日本は、中南米に遠く及ばない。

食料品指数では、日本は、中南米と同程度。

日本の競争力は30位しかなく、G7に属する国は、既に、世界のトップではなくなっている。

# 食品の消費税を1%にしたら…

## 農家の手取りはどうか？ 補助金より「還付」の方がシンプルでは？



結論：食品税率1%にするなら、簡易課税農家の減収対策は「補助金」よりも「還付制度」の方がシンプルで公平！



### 1 現状と食品税率1%になった場合（簡易課税農家の例）

（売上1,000万円の農家（お米や野菜などを販売））

現在（税率8%）

|         |         |
|---------|---------|
| 販売額     | 1,000万円 |
| 消費税（8%） | 80万円    |
| 受取消費税   | 80万円    |

簡易課税納税額  
（第3種事業 みなし仕入率70%）

$80万円 \times (1 - 70\%) = 24万円$

手元に残る額 **56万円！**

食品税率1%になった場合

|         |         |
|---------|---------|
| 販売額     | 1,000万円 |
| 消費税（1%） | 10万円    |
| 受取消費税   | 10万円    |

簡易課税納税額  
（第3種事業 みなし仕入率70%）

$10万円 \times (1 - 70\%) = 3万円$

手元に残る額 **7万円…**



えっ!?  
49万円も  
減るのか…

ポイント：簡易課税は「みなし仕入率」で計算するため、実際の仕入税額が少ない農家では、税率が下がると「益税効果」が大きく減ってしまいます。

【売上1億円の農業法人の場合】  
税率8%：手元に残る額 **560万円**  
税率1%：手元に残る額 **70万円**  
⇒ **約490万円の減少に！**

### 3 「還付制度」ならもっとシンプル！



還付制度のメリット（農家側の考え）

- ✓ 申請不要！いつもの申告だけ
- ✓ 売上に応じて公平に受けられる
- ✓ 事務負担が少ない
- ✓ 行政コストが低い
- ✓ 経営の自由度が高い（使い道を制限されない）

海外（EUなど）では…

「農業者定率還付制度（Flat-rate Compensation）」を導入している国があります。

例：農産物の販売額の一定率（例：5%）を国が還付  
→ シンプルで分かりやすい仕組みです。



### 5 影響まとめ（ざっくり）

小規模農家



販売価格への影響は  
小さい  
消費者の購買力向上の  
恩恵あり

簡易課税農家



益税効果が大幅減少  
手元資金が減る

本則課税農家  
（設備投資をする法人など）



設備投資時の  
還付メリットが  
拡大する可能性

消費者



食料品価格が  
理論上約7%  
値下がり

国の税収



軽減税率部分の  
税収が大幅減少  
（年間数兆円規模）

### 2 政府は「補助金」で対応すると言うけれど…



書類が多い…  
手続きが面倒…  
いつ入金されるか  
分からない…

補助金の流れ（例）

補助金のメリット（政府側の考え）

- ✓ 誰に配るかを選べる（認定農業者だけ、法人だけなど）
- ✓ 予算を決められる（例：今年は500億円まで）
- ✓ 翌年にやめやすい（制度の見直しがしやすい）

### 4 どうして政府は補助金を選びやすいの？



一方、還付制度は…

- ・消費税を払っている人全員が対象になる
- ・利用者が増えると予算（国の支出）が膨らむ
- ・一度作るとやめにくい（恒久的な制度になりやすい）



税収が読みにくく、  
恒久的な減税制度には  
慎重になりがちです…

### ★ まとめ：どちらが良いの？

農家目線なら「還付制度」！

- ✓ 申請いらずで簡単
- ✓ 売上に応じて公平
- ✓ 行政コストが安い
- ✓ 経営の自由度が高い
- 実務的にシンプルで使いやすい！

VS

政府・財務省目線なら「補助金」！

- ✓ 対象を選べる（政策誘導ができる）
- ✓ 予算を管理しやすい
- ✓ 制度をやめやすい
- 政策・予算管理のしやすさを重視



食品税率1%にするなら、簡易課税農家の減収対策としては、補助金よりも「消費税申告を通じた還付制度」の方がシンプルで公平だという考え方は十分成り立ちます。

わかりやすく、ぜんぜん違うね！



# 生食用ジャガイモの輸入検討及び国内種ばれいしょ生産体制の強化に関する要望

輸入の前に、国内生産の基盤を立て直すことが**最優先**です！



## 1. 要望の趣旨

現在、生食用ジャガイモの輸入解禁に向けた検討が進められています。一方、国内では種ばれいしょの供給不足が懸念され、特に原原種の品質について、発芽不良などの問題が報告されています。

### 種ばれいしょは国内生産の根幹！



！国内生産基盤を強化せず輸入に頼ることは…

- ✓国内生産の縮小を加速させるおそれ
- ✓我が国の食料安全保障を損なうおそれ

このままでは将来の生産が不安だよ…



そこで！

輸入の可否を判断する前に、国内の種ばれいしょ供給体制の強化を最優先に取り組むよう、下記事項を要望します。

## 2. 要望事項

### 1 原原種の品質及び供給体制の総点検

原原種における発芽不良等の実態を早急に調査し、原因を究明するとともに、品質管理体制を検証・強化すること。



### 2 原原種・原種の緊急増殖

将来の種ばれいしょ不足を回避するため、原原種及び原種の計画的な増殖体制を早急に構築するとともに、必要な予算及び人員を確保すること。



### 3 種ばれいしょ生産者への支援強化

種ばれいしょ生産は高度な管理技術と多くの労力を要することから、採種農家に対する経営支援、機械・施設整備支援及び人材確保対策を強化すること。



- ・経営支援（補助・助成）
- ・機械導入支援
- ・保管施設の整備支援
- ・人材確保・育成支援

### 4 病害虫対策及び採種ほ場の確保

ジャガイモシストセンチュウ等の病害虫対策を一層強化するとともに、安全な採種ほ場の確保に向けた支援を充実させること。



### 5 安定供給体制の構築

国、北海道、試験研究機関、関係団体及び生産者が連携し、中長期的な種ばれいしょ供給計画を策定し、安定供給体制を構築すること。



### 6 生食用ジャガイモ輸入の慎重な判断

生食用ジャガイモの輸入については、国内生産基盤への影響を十分に検証するとともに、国内の種ばれいしょ供給体制の再建及び安定供給の見通しが立つまで、新たな市場開放を行わないこと。



## 7 原因検証のための第三者委員会（又は検証会議）の設置

種ばれいしょ生産基盤が弱体化している原因を客観的に検証するため、第三者による検証の場を設置し、再発防止策を含めた中長期的な対策を取りまとめること。



#### 【検証すべき主な項目】

- ・原原種の品質低下の原因
- ・種イモ不足の要因（生産・流通・制度面等）
- ・支援策の効果検証
- ・将来の安定供給に向けた改善策

## 3. 結び

ジャガイモは北海道農業のみならず、我が国の食料供給を支える重要な基幹作物です。その生産を維持・発展させるためには、生食用ジャガイモの輸入拡大ではなく、国内生産を支える種ばれいしょ生産体制の強化が不可欠です。政府におかれては、国内生産基盤の維持・強化を最優先に位置付け、将来にわたり安定したジャガイモ生産が継続できるよう、必要な施策を早急に講じられることを強く要望します。



未来のジャガイモ生産を守るために、今こそ行動を！

種イモ生産体制の強化こそが、国産ジャガイモの未来を守ります！



① 農業構造改革集中期間における対応について

基本的に実施されているのは、農家戸数が急減した後を想定した対応

- ・区画拡大
- ・スマート農業
- ・共同施設の再編

農家戸数の減少について、もう少しあがいてもいいのではないかな？

② 農家人口の減少を緩やかにするための新たな支援施策の構築

離農年齢の引き上げとなる対策を講じてもいいのではないかな？

- ・離農を考えるようになると、機械の更新・投資は行わない。

↓

- ・投資をしないで、一時的に営農を継続できる方法の模索。

↓

- ・国は、作業受託組織を想定。

↓

- ・農機具のレンタルという仕組みがあってもいいのでは？

③ 新たな新規就農者を確保するための総合対策の構築

新規就農するための投資が急激に増大している。

道内の新規就農者数も減少する一方

現行の支援施策では不十分

④ 人の確保と地域づくりを一体で進める新たな総合対策の創設

農村部で担い手を確保するためには、住環境の維持が必須

でも、病院も学校もスーパーも維持できないのが現状。

⑤ 中東情勢の早期沈静化

イランが周辺諸国を攻撃 → LNG施設損傷 → 水素作れない → アンモニア作れない → 化学肥料作れない

来年度も、化学肥料は、たぶんさらに高騰する。

ディーゼル用のエンジンオイル・アドブルーも不足。

イランは比較的親日なので、外交できないの？

外交下手すぎ

訪インド → 対中関係で連携強化・インドへの大規模投資を行うと発表 → 翌日インドは、中国に課していた輸出入規制を撤廃

⑥ 物価高騰に適應できる経済・産業構造への転換

物価高騰対策として、補助金で補填してくれるのはありがたいけど、何も解決しない。

前に進むためには、物価高騰を受入れることができる産業的な強さを構築することが必要ではないかな？

⑦ 米国産食用ジャガイモの輸入の解禁

これの前に、やるべきことがあるのでは？

種イモの問題を解決して、国内生産の安定化を図ることをやった上で、輸入を検討すべきではないかな？

⑧ 食品に係る消費減税について

1%という話で進んでいる。

本則課税の人は、還付時期に問題はあっても還付を受ければ対応できるが、簡易課税の人は、還付を受けることができない。

給付付き税額控除や生産者への補助とかって言っているが、生産者へ補助は必要なのか？全額還付すればいいだけではないのかな？

消費者にも、給付付き税額控除をするくらいなら、税控除を辞めて、食品にかかった消費税額を全額給付すればいいのではないかな？